

# 不在者投票指定施設への外部立会人派遣事務及び

## 不在者投票に係る経費の支払手続事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あらかじめ大阪府選挙管理委員会が指定した豊中市に所在のある病院（介護老人保健施設を含む。）、老人ホーム等、一定の施設（以下「指定施設」という。）における不在者投票事務の透明性を確保するために、豊中市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が派遣する外部立会人に係る事務及び委員会が管理する選挙に関し全国の指定施設で実施される不在者投票に係る経費の支払手続に係る事務取扱を定めるものとする。

(外部立会人派遣の対象となる選挙)

第2条 外部立会人の派遣は、次に掲げる選挙（各種投票を含む。）を対象に行うように努める。

- (1) 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙（補欠選挙・再選挙を含む）
- (2) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（補欠選挙・再選挙を含む）
- (3) 海区漁業調整委員会委員選挙（補欠選挙・再選挙を含む）
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査
- (5) 日本国憲法第95条の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法制定の投票
- (6) 日本国憲法第96条の規定による日本国憲法の改正についての国民投票
- (7) 地方自治法第76条第3項の規定による地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票
- (8) 地方自治法第80条第3項、同法第81条第2項の規定による地方公共団体の議会の議員及び長の解職請求に伴う投票
- (9) 漁業法第99条第3項の規定による海区漁業調整委員会委員の解職請求に伴う投票
- (10) 市町村合併の特例に関する法律第4条第14項及び同法第5条第21項の規程による合併協議会設置の請求に伴う投票

(外部立会人派遣の対象となる施設)

第3条 外部立会人の派遣は、指定施設を対象とする。

(外部立会人派遣の対象となる不在者投票)

第4条 外部立会人の派遣は、原則として、第2条各号に掲げる選挙等の不在者投票

期間中において不在者投票管理者（以下「管理者」という。）がその管理する指定施設ごとに不在者投票を行う日として定めた日に行われる不在者投票を対象とする。

（外部立会人候補者一覧表の作成等）

第5条 委員会は、第2条各号に掲げる選挙等の都度、当該指定施設や特定の候補者・政党等の特別な利害関係がなく、公正・中立の観点等から立会人としてふさわしい者を選定するよう留意し、次に掲げる者の中から外部立会人候補者を選定する。

（1）豊中市明るい選挙推進協議会員

（2）委員会の委員及び職員

2 委員会は、前項の規定により外部立会人候補者を選定の上、外部立会人候補者一覧表（様式第1号）をあらかじめ作成する。

3 委員会は、第1項第1号に規定する者を外部立会人候補者一覧表に掲載する場合、豊中市明るい選挙推進協議会員を対象として実施する「不在者投票指定施設における外部立会人協力可能日調査」により、同会員の意思確認を行い、あわせて当該外部立会人候補者となる同会員に対して、一覧表掲載及び個人情報の使用についてあらかじめ承諾を得る。

（外部立会人の依頼）

第6条 指定施設の管理者は、外部立会人を投票に立ち合わせようとするときは、外部立会人選定依頼書（様式第2号）により委員会に外部立会人の選定を依頼する。

（外部立会人の選定）

第7条 委員会は、第6条の規定により指定施設の管理者から外部立会人の選定の依頼を受けたときは、第5条第2項に規定する外部立会人候補者一覧表の中から、外部立会人候補者の都合や地域等を考慮するなかで、具体的な外部立会人の選定を行う。

2 委員会は、第5条第2項に規定する外部立会人候補者一覧表だけでは必要な外部立会人を確保することができない場合においては、他の市区町村等の選挙管理委員会の協力を得て、外部立会人を選定するよう努める。

（外部立会人の任命）

第8条 委員会は、第7条第1項の規定により外部立会人を選定したときは、特別職の地方公務員として外部立会人を任命し、その旨を外部立会人任命書（様式第3号）により当該外部立会人に通知するとともに、指定施設等の当該管理者に対して外部立会人任命通知書（様式第4号）を送付する。

(外部立会人の選任)

第9条 指定施設の管理者は、第8条の規定による通知を受けたときは、速やかに当該候補者を不在者投票立会人に選任し、不在者投票立会人選任通知書(様式第5号)により当該者に通知する。

(外部立会人の立会い)

第10条 第9条の規定により不在者投票立会人に選任された外部立会人は、指定施設の管理者に外部立会人任命通知書(様式第3号)または不在者投票立会人選任通知書(様式第5号)のいずれかを提示した上で、指定施設において立会いを実施する。

(外部立会人実績報告書)

第11条 指定施設の管理者は、この要綱に基づき委員会が任命した外部立会人の立会いのもとで不在者投票を行った場合は、その状況を記載した外部立会人実績報告書(様式第6号)及び不在者投票者数内訳(様式第7号)をただちに委員会に提出する。

(外部立会人への報酬等の支払い)

第12条 委員会は、この要綱に基づき委員会が任命した外部立会人の立会いのもとで不在者投票を行った場合、当該外部立会人に対して報酬を支給する。ただし、第5条第1項第2号に掲げる委員会の委員及び職員については、報酬を支給しない。

- 2 前項に規定する報酬の額については、豊中市委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年10月25日条例第19号)に基づき、立会い時間に応じて定める額とする。
- 3 当該外部立会人は、報酬の支給を受けようとするときは、あらかじめ外部立会人口座振込依頼書(様式第8号)を委員会に提出しなければならない。
- 4 委員会は、第1項に規定する報酬等の支給について前条に基づき当該指定施設から提出される外部立会人実績報告書により、その実績報告の確認が終了した日からおおむね1か月以内に口座振込の方法により、当該外部立会人に支給する。

(他市区町村への支払)

第13条 第2条各号に掲げる選挙等において、本市選挙人のために他市区町村において外部立会人が立ち会う不在者投票が行われた場合は、当該市区町村長または不在者投票施設管理者からの請求に基づき、不在者投票に要する経費及び外部立会人にかかる報酬等を支払うものとする。

(不在者投票管理経費)

第14条 指定施設において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年5月15日法律第179号）第13条の2第1項に規定する額とし、不在者投票に係る事務手続については、大阪府選挙管理委員会作成の「不在者投票指定施設における不在者投票事務の手続」によるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。